高尾・陣場地区自然公園利用ルール　～高尾の自然を後世に～

高尾・陣場自然公園利用ルール

東京都が、高尾地区自然公園管理運営協議会のみなさまと協働し、高尾・陣場地区自然公園管理運営計画と併せて作成した、地域の利用ルールです。
2017年12月に指定50年を迎えた明治の森高尾国定公園と都立高尾陣場自然公園の多様な動植物に恵まれた自然環境や景観を守り、大切にしましょう。
お互いに気持ちよく楽しむことができるように、次のマナーやルールを守り自然を満喫してください。
そして、素晴らしい自然を後世にのこしましょう！

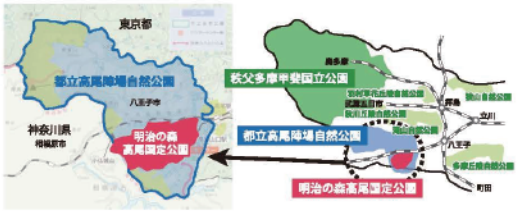

①自然公園は民有地が多く含まれています。土地所有者への配慮と感謝を忘れずに歩きましょう。

②山岳地帯の利用には、落雷、落石、転落など様々なリスクが伴います。自己責任のもと、計画や準備を万全にしましょう。

③山に入るときは、家族や知人などに行き先を知らせておきましょう。

家族や知人などに行き先を告げたり、登山計画書を提出しておくと安心です。特に単独行動の際は心掛けましょう。

④ゴミは必ず持ち帰りましょう。ポイ捨ては自然環境や景観、野生動植物に悪影響を与えます。

高尾山は、ゴミの持ち帰り運動発祥の地です。ポイ捨ては自然環境や景観、野生動植物に悪影響を与えます。また、ゴミになるものは最初からもっていかないように工夫しましょう。

⑤集団で行動するときは周りに気を配りましょう。左側を通行し、すれ違いや追い越し時は少人数を優先しましょう。

左側を通行し、すれ違いや追い越し時は、少人数を優先にしましょう。混雑時の一方通行等の指示を守りましょう。

⑥登山道具使用の際は、自然や施設を傷めないよう注意しましょう。

ストックにはゴムキャップを付け、各施設内、雪面以外でのアイゼンの使用を避けるなど、高尾・陣場の施設や登山道をやさしく利用しましょう。

⑦登山道を外れないようにしましょう。踏みつけ等により植生を痛めないようにしましょう。

踏みつけ等により植生を痛めないようにしましょう。
植生が痛み、土がむき出しになると浸食が進み、自然環境に影響を与えます。

⑧動植物、鉱物等を採集・採取することは、貴重な自然資源を損うおそれがあるのでやめましょう。

動植物や鉱物を採集・採取することは、貴重な自然資源を損うおそれがあるのでやめましょう。

⑨自然の音を聞きましょう。接触防止のため、イヤホン等使用時は十分注意しましょう。

自然の音や周囲に気を配ることで、他の利用者との接触事故などを防ぐことにもつながります。

⑩野生動物にエサを与えたり、むやみに近づいたりしないようにしましょう。

野生動物が人に慣れるなどの影響を及ぼすおそれがあるのでエサを与えるのはやめましょう。また野生動物を威嚇・驚かせるなどの行動は昼夜を問わずにやめましょう。

⑪喫煙するときは他の利用者に配慮しましょう。また、山火事防止のため、火の始末をきちんとしましょう。

多くの人がきれいな空気を求めて自然公園に来ています。利用者が多い所での喫煙は避けるなど、他の利用者に配慮しましょう。
また、吸い殻は捨てないようにしましょう。

⑫生態系に影響を与えるおそれがある動植物を持ち込まないようにしましょう。

その地域に生育・生息していない動植物の侵入を防ぐために、自然公園区域内での動植物の放置はやめましょう。また、自然公園に入る前に靴や衣類についた泥や種子などを取り除きましょう。

⑬トイレなどの公共施設をきれいに使いましょう。

トイレットペーパーをゴミ箱に捨てるタイプもあります。トイレ使用方法の注意を守りましょう。
また、便器にゴミが投入され使えなくなることが多発しています。
このような心無い行為はやめましょう。

⑭動物が苦手な人がいることを認識し、ペットにはリードを付け、短く持ち、自分の脇を歩かせましょう。

動物が苦手な人がいることを認識し、リードは短く持ち、自分の脇を歩かせましょう。
感染性のある病気のペットを連れて来ないようにしましょう。

⑮トレイルランニングの練習や大会参加時は、特に人が多い1号路は歩くなど、周りの歩行者に配慮し、歩行するために整備した登山道利用のマナーを守りましょう。

走りながらの追い越しは危険です。追い越し・すれ違いのときは、歩行者が怖いと感じることがあります。ひと声かけて、ゆっくり歩きましょう。
また、相手に自分の存在を知らせるためにクマよけの鈴などを利用しましょう。

⑯オフロードでの車両走行について、高尾山頂付近、陣場山頂付近のマウンテンバイクの乗り入れは禁止です。その他の登山道へのマウンテンバイクの乗り入れも控えましょう。また、レクリエーション目的での原動機付き車両の乗り入れはやめましょう。

特別保護地区や第1種特別地域のような自然性の高い地域では、自然保護を優先するため、乗り入れは控えましょう。

⑰ドローンは、公共目的、防災目的以外での使用は控えましょう。

公共、防災目的であっても、使用には、地権者又は管理者等の了解をとりましょう。落下の危険があるので十分注意しましょう。

レクリエーション、観光目的での個人利用は、落下事故の危険防止、野鳥への影響、接触防止等の観点から控えましょう。

⑱公共交通機関利用時は、靴の汚れを落とし、濡れた雨具を身に着けたまま座席に座らず、荷物は前に抱え、譲り合って、お互い気持ちよく利用しましょう。

このルールについてのお問合せ
東京都環境局自然環境部緑環境課 TEL:03－5388－3507